

○ 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）

改正案	現行
（株券等に含まない有価証券） 第二条 令第六条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる有価証券とする。 一 議決権のない株式（令第六条第一項に規定する議決権のない株式をいう。）であつて、当該株式の取得と引換えに議決権のある株式を交付する旨の定款の定めのない株式に係る株券 二 新株予約権証券又は新株予約権付社債券のうち前号に掲げる株式のみを取得する権利を付与されているもの 三 外国の者の発行する証券又は証書で前二号に掲げる有価証券の性質を有するもの 四 株券等信託受益証券で、受託有価証券（令第二条の三第三号に規定する受託有価証券をいう。第八条第三項第六号及び第九条の六第六号において同じ。）が前三号に掲げる有価証券であるもの 五 株券等預託証券で、第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る権利を表示するもの （有償の譲受けに類するもの） 第二条の二 令第六条第三項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、社債券の取得（当該社債券に係る権利として当該社債券の発行	（株券等に含まない有価証券） 第二条 令第六条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる有価証券とする。 一 議決権のない株式（令第六条第一項に規定する議決権のない株式をいう。）であつて、当該株式の取得と引換えに議決権のある株式を交付する旨の定款の定めのない株式に係る株券 二 新株予約権証券又は新株予約権付社債券のうち前号に掲げる株式のみを取得する権利を付与されているもの 三 外国の者の発行する証券又は証書で前二号に掲げる有価証券の性質を有するもの （新設） （新設） （有償の譲受けに類するもの） 第二条の二 令第六条第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、社債券の取得（当該社債券に係る権利として当該社債券の発行

者以外の者が発行者である株券等により償還される権利（当該社債券を取得する者が当該社債券の発行者に対し当該株券等による償還をさせることができる権利に限る。）を取得するものに限る。）とする。

（特別関係者で除外される者等）

第三条（略）

2 法第二十七条の二第一項第一号に規定する内閣府令で定める者は、その者（第一号において「小規模所有者」という。）の所有（令第七条第一項に定める場合を含む。以下同じ。）に係る当該株券等に係る議決権の数（株券については第八条第一項及び第二項に規定する方法により計算した株式に係る議決権の数を、その他のものについては第八条第三項及び第四項に規定する議決権の数をいう。以下同じ。）が、次に掲げる株券等の区分に従い当該各号に定める数以下である者とする。

一・二（略）

3（略）

（議決権の数の計算等）

第八条（略）

2（略）

3 法第二十七条の二第八項第一号に規定する内閣府令で定める議決権の数は、次に掲げる数とする。

者以外の者が発行者である株券等により償還される権利（当該社債券を取得する者が当該社債券の発行者に対し当該株券等による償還をさせることができる権利に限る。）を取得するものに限る。）とする。

（特別関係者で除外される者等）

第三条（略）

2 法第二十七条の二第一項第一号に規定する内閣府令で定める者は、その者（第一号において「小規模所有者」という。）の所有（令第七条第一項に定める場合を含む。以下同じ。）に係る当該株券等に係る議決権の数（株券については第八条第一項及び第二項に規定する方法により計算した株式に係る議決権の数を、その他のものについては第八条第三項及び第四項に規定する方法により換算した株式に係る議決権の数をいう。以下同じ。）が、次に掲げる株券等の区分に従い当該各号に定める数以下である者とする。

一・二（略）

3（略）

（議決権の数の計算等）

第八条（略）

2（略）

3 法第二十七条の二第八項第一号に規定する内閣府令で定めるところにより換算した株式に係る議決権の数は、次に掲げる方法により

一 新株予約権証券については、新株予約権の目的である株式に係る議決権の数

二 新株予約権付社債券については、当該新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式に係る議決権の数

三 外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するものについては、株式に係る議決権の数

四 外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するものについては、内国法人が発行者である証券又は証書に準じて換算した株式に係る議決権の数

五 投資証券等（令第一条の四第一号に規定する投資証券等をいう。以下同じ。）については、投資口（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十四項に規定する投資口をいい、外国投資法人（同条第二十三項に規定する外国投資法人をいう。第二十六条第一項第三号において同じ。）の社員の地位を含む。以下同じ。）に係る議決権の数

六 株券等信託受益証券については、次に掲げる受託有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数

換算した数とする。

一 新株予約権証券については、新株予約権の目的である株式に係る議決権の数とする方法

二 新株予約権付社債券については、当該新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式に係る議決権の数とする方法

三 外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するものについては、株式に係る議決権の数とし、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するものについては、内国法人が発行者である証券又は証書に準じて換算した株式に係る議決権の数とする方法

（新設）

（新設）

四 株券等信託受益証券については、次に掲げる受託有価証券（令第二条の三第三号に規定する受託有価証券をいう。第九条の六第四号において同じ。）の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする

イホ (略) ヘ 投資証券等 当該株券等信託受益証券に表示される受益権の内容である投資証券等の投資口に係る議決権の数 七 株券等預託証券については、次に掲げる当該株券等預託証券において表示される権利に係る有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数	方法 イホ (略) (新設) 五 株券等預託証券については、次に掲げる当該株券等預託証券において表示される権利に係る有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法
イホ (略) ヘ 投資証券等 当該株券等預託証券において表示される権利の目的である投資証券等の投資口に係る議決権の数 四 第一項及び第二項の規定は、前項各号に掲げる数について準用する。	イホ (略) (新設) 四 第一項及び第二項の規定は、前項各号に掲げる方法により株式に係る議決権の数を換算する場合について準用する。
(株券等の数) 第九条の六 法第二十七条の三第一項に規定する内閣府令で定める数は、次に掲げる数とする。 一 新株予約権証券については、新株予約権の目的である株式の数 二 新株予約権付社債券については、当該新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式の数 三 外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するものについては、株式の数	(株券等の数の換算) 第九条の六 法第二十七条の三第一項に規定する内閣府令で定めるところにより株式に換算した数は、次に掲げる方法により換算した数とする。 一 新株予約権証券については、新株予約権の目的である株式の数とする方法 二 新株予約権付社債券については、当該新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式の数とする方法 三 外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するものについては、株式の数とし、新株予約権証券又は新株予約権付

四| 外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するものについては、内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数

五| 投資証券等については、投資口の数

六| 株券等信託受益証券については、次に掲げる受託有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数

イゝホ (略)

へ| 投資証券等 当該株券等信託受益証券に表示される受益権の内容である投資証券等の投資口の数

七| 株券等預託証券については、次に掲げる当該株券等預託証券において表示される権利に係る有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数

イゝホ (略)

へ| 投資証券等 当該株券等預託証券において表示される権利の目的である投資証券等の投資口の数

(買付条件等の変更の公告の掲載事項)

第十九条 法第二十七条の六第一項第一号に規定する内閣府令で定める基準は、同条第二項の規定により変更される前の買付け等の価格に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める算式により算定した率を乗じて得た価格を下限とする方法とする。

社債券の性質を有するものについては、内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数とする方法

(新設)

(新設)

四| 株券等信託受益証券については、次に掲げる受託有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法

イゝホ (略)

(新設)

五| 株券等預託証券については、次に掲げる当該株券等預託証券において表示される権利に係る有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法

イゝホ (略)

(新設)

(買付条件等の変更の公告の掲載事項)

第十九条 法第二十七条の六第一項第一号に規定する内閣府令で定める基準は、同条第二項の規定により変更される前の買付け等の価格に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める算式により算定した率を乗じて得た価格を下限とする方法とする。

一 株式又は投資口の分割

1 ÷ (当該分割前の一株又は一口に係る当該分割後の株式又は投資口の数) ・

二 (略)

2 (略)

(公開買付説明書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に関する内閣府令の準用等)

第三十三条の二 企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の二の規定は、法第二十七条の三十の九第二項において同条第一項を準用する場合について準用する。この場合において、企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の二中「目論見書」とあるのは、「公開買付説明書」と読み替えるものとする。

2 公開買付者は、前項の規定において準用する企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の二第二項各号に掲げる方法（次項及び第四項において「電磁的方法」という。）により法第二十七条の九第二項の規定する公開買付説明書の交付に代えて当該説明書に記載すべき事項を提供するときは、株券等の売付け等を行おうとする者に対し、第二十四条第二項各号に掲げる事項が表示された画像を閲覧させることその他の方法により当該事項に関して注意を促さなけ

一 株式又は投資口（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十四項に規定する投資口をい

い、外国投資法人（同条第二十三項に規定する外国投資法人をいう。以下同じ。）の社員の地位を含む。以下同じ。）の分割

1 ÷ (当該分割前の一株又は一口に係る当該分割後の株式又は投資口の数)

二 (略)

2 (略)

(公開買付説明書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に関する内閣府令の準用等)

第三十三条の二 企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の三の規定は、法第二十七条の三十の九第二項において同条第一項を準用する場合について準用する。

2 公開買付者は、前項の規定において準用する企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の三第二項各号に掲げる方法（次項及び第四項において「電磁的方法」という。）により法第二十七条の九第二項の規定する公開買付説明書の交付に代えて当該説明書に記載すべき事項を提供するときは、株券等の売付け等を行おうとする者に対し、第二十四条第二項各号に掲げる事項が表示された画像を閲覧させることその他の方法により当該事項に関して注意を促さなけ

ればならない。

3 (略)

4 法第二十七条の九第三項の規定により既に公開買付説明書を交付している者に対し訂正をした公開買付説明書を交付しなければなら
ない公開買付者は、当該訂正の範囲が小範囲に止まる場合において
、第一項において準用する企業内容等の開示に関する内閣府令第二
十三条の二第一項の承諾をしている者に対しては、第二十四条第五
項に規定する書面を交付する方法に代えて、訂正の理由、訂正した
事項及び訂正後の内容を電磁的方法により提供する方法によること
ができる。

ればならない。

3 (略)

4 法第二十七条の九第三項の規定により既に公開買付説明書を交付している者に対し訂正をした公開買付説明書を交付しなければなら
ない公開買付者は、当該訂正の範囲が小範囲に止まる場合において
、第一項において準用する企業内容等の開示に関する内閣府令第二
十三条の三第一項の承諾をしている者に対しては、第二十四条第五
項に規定する書面を交付する方法に代えて、訂正の理由、訂正した
事項及び訂正後の内容を電磁的方法により提供する方法によること
ができる。